

裁判長  
認印



調 書 (決定)

事 件 の 表 示	平成25年(行ツ)第31号 平成25年(行ヒ)第38号
決 定 日	平成26年9月26日
裁 判 所	最高裁判所第二小法廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	千 葉 勝 美 小 貫 芳 信 鬼 丸 か お る 山 本 庸 幸
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	大阪高等裁判所平成24年(行コ)第82号(平成24年10月19日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成26年9月26日

最高裁判所第二小法廷

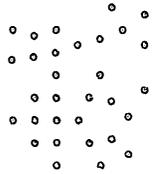
裁判所書記官 白 畠 琢 史 (印)



当事者目録

上告人兼申立人  
被上告人兼相手方  
同代表者兼処分行政庁  
同訴訟代理人弁護士

宮 部 龍 彦  
滋 賀 県  
滋賀県知事 三日月 大 造  
吉 田 和 宏 ほか



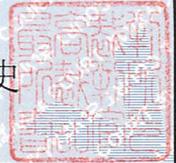


これは正本である。

平成26年9月26日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 白 畠 琢 史



平成25年(行ツ)第31号  
平成25年(行ヒ)第38号

返 還 書

予納者 官部龍彦 殿

予納を受けた郵便切手について、使用残額 4,126 円

を返還します。

お手数ながら受領書を提出してください。

平成26年9月26日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 白 畠 琢 史



返還切手の内訳		
1,000円		
500円	4	2,000
400円		
200円	11	2,200
100円	3	300
82円		
60円		
50円	6	300
30円	6	180
10円	14	140
5円		
2円	3	6
1円		
計	47	5,126

切 取 線

平成25年(行ツ)第31号  
平成25年(行ヒ)第38号

受 領 書

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 殿

郵便切手 5,126 円分を受領しました。

平成 年 月 日

氏 名

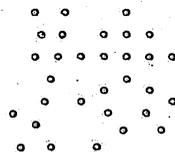
印



裁判長  
認印

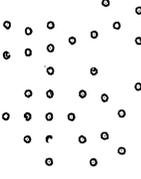


調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成 2 5 年 (行ツ) 第 3 0 号
決 定 日	平成 2 6 年 9 月 2 6 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 二 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	千 葉 勝 美 小 貫 芳 信 鬼 丸 か お る 山 本 庸 幸
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	大阪高等裁判所平成24年(行コ)第82号(平成24年10月19日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文</p> <p>1 本件上告を棄却する。</p> <p>2 上告費用は上告人の負担とする。</p> <p>第2 理由</p> <p>民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。</p> <p>平成26年9月26日</p> <p>最高裁判所第二小法廷</p> <p>裁判所書記官 白 畠 琢 史(印)</p>	



当事者目録

上	告	人	滋	賀	県
同	代	表	滋	賀	県
同	訴	訟	知	事	三
被	上	告	人	吉	田
			宮	部	和
					宏
					ほ
					か
					彦



これは正本である。

平成26年9月26日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 白 畠 琢 史



裁判長  
認印



調 書 (決定)

事 件 の 表 示	平 成 2 5 年 ( 行 ヒ ) 第 3 7 号
決 定 日	平 成 2 6 年 9 月 2 6 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 二 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	千 葉 勝 美 小 貫 芳 信 鬼 丸 か お る 山 本 庸 幸
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	大 阪 高 等 裁 判 所 平 成 2 4 年 ( 行 コ ) 第 8 2 号 ( 平 成 2 4 年 1 0 月 1 9 日 判 決 )

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理する。
- 2 申立ての理由中、第1の3を排除する。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項の事件に当たりますが、申立ての理由中、第1の3は、重要でないと認められる。

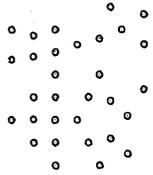
平成26年9月26日

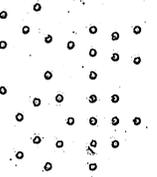
最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 白 畠 琢 史 (印)

当事者目録

申	立	人	滋	賀	県
同代表者兼処分行政庁			滋賀県知事	三日月	大造
同訴訟代理人弁護士			吉田	和宏	ほか
相	手	方	宮部	龍彦	





これは正本である。

平成26年9月26日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 白 畠 琢 史



〒252-0021

神奈川県座間市緑ヶ丘6丁目1-23 102  
号 レーベンハイム緑ヶ丘エアーズ

宮部龍彦 殿

事件番号 平成25年(行ヒ)第37号

事件番号 平成25年(行ヒ)第37号

上告人 滋賀県

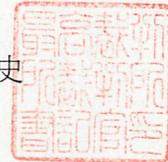
被上告人 宮部龍彦

## 口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状

平成26年9月26日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 白島 琢史



頭書の事件について、口頭弁論期日が

**平成26年11月7日(金曜日)午後1時30分**

と指定されましたから、同期日に当法廷に出頭してください。

なお、上告受理申立て理由書を送付しますから、平成26年10月24日までに答弁書(正本1通、写し6通)を提出してください。

(注) 上告人に対しては、答弁書副本を直送してください(民訴規則83条1項)。

当裁判所の所在地 〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2

交通機関 地下鉄 永田町駅4番出口、半蔵門駅1番出口 下車徒歩5分

電話 03-3264-8111 (内線 2272・2273・2279・2280・2281)